

研修会等報告(復命)書

三次市議会議長 様

会 派 真 正 会
氏 名 横 光 春 市



下記のとおり、研修が終了したので報告します。

	会派代表者		経理責任者	
視 察 議 員	真正会 横光春市			
期 間	平成30年2月5日(月)			
研 修 先	地方議会研究会主催 大阪市東淀川区東中島1-18-22 新大阪丸ビル別館			
研 修 内 容	1講座 予算議会前におさえておきたいポイント 10:00~12:30 2講座 予算議会前におさえておきたいポイント 14:00~16:30			
講 師	立命館大学政策科学部 教授 博士 森 裕之氏			

【目的・課題】

議会議員になり、2回目の予算議会を迎える。行政経験はあるもののすべてを熟知しているわけではない。併せて「財政担当」の職務経験はなく、予算議会を迎えるにあたり、チェックポイントを把握するために研修に参加する。

また、三次市職員を退職して、約8年経過する時代の流れも把握できると期待するものである。

【研修内容】

① 地方財政の仕組み(平成15年度平均)

地方税	38.40%
地方譲与税・地方特例交付金・地方交付税	19.80%
国庫支出金	14.90%
地方債	10.50%
その他	16.40%

※租税は平均で1/3にすぎず、残りを地方交付税・国庫支出金等と地方債で賄っている。また、地方債の償還は、地方税または地方交付税による。

② 2018年度地方財政の重点施策

- ・ 公共施設等の適正管理の推進⇒施設の統廃合を推進している。これは続く。
- ・ まち・ひと・しごと創生事業費の確保
- ・ 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保⇒成果が上がっているところは伸びる。

③ 地方交付税・臨時財政対策債の仕組み

- ・ 国が地方に代わりに国税の一部(所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額)として徴収し、一定の基準に基づいて再配分する間接課徴形態の地方税(=地方固有財源)
- ・ 地方の一般財源(使途は自治体の自主的な判断に委ねられている。
- ・ 普通交付税(交付税総額の96%)と特別交付税(交付税額の4%)
- ・ 臨時財政対策債は、2001年度以降、地方財源不足を国と地方が折半し、国庫負担分については一般会計から繰り入れ加算、地方負担分については、臨時財政対策債(赤字地方債)による財源調達を実施。

臨時財政対策債はの元利償還金は、全額高粘度に基準財政需要額へ算入される。

④ 国は臨時財政対策債を返してくれるのか？

- ・ 基準財政需要額(臨時財政対策債の償還なし)

基準財政需要額

- ・ 通常の想定:基準財政需要額(臨時財政対策債の償還分の追加)

基準財政需要額	臨時財政対策債償還分
---------	------------

- ・ 実際の状況:基準財政需要額(臨時財政対策債の償還分の追加)

基準財政需要額	臨時財政対策債償還分
---------	------------

【所見】

- ・ 今回の研修では、予算議会前に押さえておきたいポイントと言うことで講義を受けた。この中で、国民の暮らしは「地方財政」が支えているということを改めて感じた。国は国民に対して、〇〇を行うと言っても、実際に行うのは地方自治体である。自ずと、国が行うことは国として行わなければならないことがある。

そうした中で、普通交付税と臨時財政対策債についての説明と、国が、臨時財政対策債を後年負担すると言っても、実際は基準財需要額の減額等があり、全体枠では増額となっていないという説明であったが、実際三次市ではどのようにになっているのか？調べて見る必要がある。

まち・ひと・しごと創生では、成果の上がらない団体は減額となるとも説明するが、どのようにになっているかとも？

また、水道事業の広域化が進むとも説明を受けた。水道の技術職員が少なくなっている傾向もある。このためにも広域化が必要と説明する。一つには、地方公共団体がスリム化を求められ、職員削減の方向で進む限り、住民サービスが薄くなり、これが、技術職を少なくする方向へ進み、強いては広域化の方向か？

今回の研修を受け、財政・職員・サービスについて深く考えてみたいとも思う。

